

第16回川内地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和7年7月25日（金） 13:30～14:17

2. 場 所

Teams 会議

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省、第十管区海上保安本部、
陸上自衛隊西部方面総監部
- (2) 関係自治体等 : 鹿児島県、鹿児島県警察本部
- (3) オブザーバー : 薩摩川内市、いちき串木野市、阿久根市、鹿児島市、出水市、
日置市、姶良市、さつま町、長島町、九州電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 沖田推進官、鈴木補佐、那須補佐、村松主査付

4. 議 題

- (1) 令和6年度原子力総合防災訓練の結果について
- (2) 「川内地域の緊急時対応」の改定について
- (3) その他

5. 配布資料

- ・資料1 令和6年度原子力総合防災訓練の概要（内閣府）
- ・資料2 令和6年度原子力防災訓練の概要について（鹿児島県）
- ・資料3 令和6年度鹿児島県原子力防災訓練の結果について
- ・資料4 川内地域の緊急時対応の主な改定項目（たたき台）について
- ・資料5 屋内退避の運用について

6. 概 要

- (1) 令和6年度原子力総合防災訓練の結果について

○内閣府から、資料1に基づき、令和6年度原子力総合防災訓練の結果について説明があり、その中で、原子力事業所周辺における地震等の自然災害と原子力災害の複合災害の発生を想定した、訓練実施上の3つの重点項目（①迅速な初動体制の確立、②中央と現地組織の連携による防護措置の実施等に係る意思決定、③住民避難、屋内退避等）について説明があった。

○鹿児島県から、資料2に基づき、令和6年度鹿児島県原子力防災訓練の概要について説明があり、能登半島地震等を踏まえ、火災・断水・通信障害・孤立地区の発生等を想定した訓練を実施した旨の説明があった。

また、資料3に基づき、訓練内容に対する外部評価等の結果及びそれに対

する鹿児島県の対応の方向性について説明があった。

- 鹿児島県から、令和6年度の原子力総合防災訓練においては、能登半島地震を踏まえた訓練を実施したところ、今年度予定している緊急時対応の改定においても、能登半島地震を踏まえた対応を反映したものとなるように取りまとめることが必要との意見があった。

これに対し内閣府からは、他地域における緊急時対応の取りまとめや改定の際に能登半島地震対応における教訓を踏まえて盛り込まれた内容を川内地域の緊急時対応にも取り込むことを基本として、今後精査しつつ検討を進めていく旨の回答があった。

(2) 「川内地域の緊急時対応」の改定について

- 内閣府から、資料4に基づき、「川内地域の緊急時対応」の主な改定項目として、①原子力災害時住民避難支援・円滑化システムの開発・導入による原子力災害対応の円滑化、②避難退域時検査の実施の円滑化、③鹿児島県原子力防災センターの原子力防災拠点機能の強化、④広報活動の強化、⑤最新の住民状況等の反映、⑥他地域の緊急時対応で整理された事項等の反映（複合災害への対応等）について説明があった。

(3) その他

- 原子力規制庁から、資料5に基づき、原子力災害時の屋内退避の運用に関する検討チームにおける検討結果を踏まえた屋内退避の運用等について説明があった。

- 薩摩川内市から原子力規制庁に対し、屋内退避中の生活の維持に必要なし有益な民間事業者の活動に関して、活動継続のための取組を今後検討していく旨の記載が資料9ページにあるが、当該取組は原子力災害対策指針に明記されるのかと質問があった。また、どの組織が当該民間事業者に対して、その活動継続のための取組について依頼するののかとの質問があった。

これに対し原子力規制庁からは、関係省庁から関係機関、民間事業者等に対して実発災時に個別に依頼していくことを想定しているため、具体的な取組内容について原子力災害対策指針には明記する予定はないとの回答があった。

- 薩摩川内市から原子力規制庁に対し、資料5の13ページ以降「参考資料」において、3つのケースを想定して、事故の時間軸に即した住民の行動について示されているが、地震発生から全面緊急事態までの間に、警戒事態や施設敷地緊急事態の段階も記載して、全面緊急事態になるまでは一般的な想定上は、ある程度の時間的余裕があることを明示してほしい旨の要望があった。

これに対し原子力規制庁からは、資料５は現在 WEB サイト上で公開しているものの、今後、資料の修正を検討するとの回答があった。

○鹿児島県から原子力規制庁に対し、屋内退避の運用に関する今後の原子力災害対策指針の改正スケジュールについて質問があった。

これに対し原子力規制庁からは、６月１８日から実施していたパブリックコメントの受付が７月１８日で終了し、現在、それに対する回答を作成中であり、最終的な改正案を９月の原子力規制委員会に提出する予定であるとの回答があった。

○内閣府から、令和７年の災害対策基本法等の一部改正及び同年７月１日の防災基本計画の修正について、原子力災害対応に関係する主要な点に限って、概要の説明があった。

以 上